

本局関係各課長 殿
道路関係事務所長 殿

道 路 部 長
(公 印 省 略)

令和5年度の路上工事の抑制について（通知）

標記について、下記のとおり実施することとしたので通知する。

また、占用工事等についても同様の扱いとするので、関係機関へ周知・徹底するとともに、来年度工事の施行計画の参考とされたい。

記

1. 工事抑制対象工事

供用中の直轄国道に係る車線規制を伴う全ての工事。

ただし、災害復旧・損傷復旧・路面陥没補修・除雪等で交通の安全確保のため緊急を要する工事及び作業は除外とする。

2. 対象地域

中部地方整備局の管理区間全域

3. 工事抑制期間

(1) ゴールデンウィークの期間

令和5年4月29日(土)～令和5年5月7日(日)

(2) 夏季観光及び帰省ラッシュの期間

令和5年8月11日(金)～令和5年8月16日(水)

(3) 年末年始の休日等の期間

令和5年12月23日(土)～令和6年1月3日(水)

(4) 年度末の期間

令和6年3月1日(金)～令和6年3月31日(日)

4. 「3. (1)～(4)」以外の期間で全面通行止めを伴う工事の抑制

期 間：土曜日、日曜日と祝日が連続する期間

対象地域：管理区間全域

5. 沿道環境、地域特性及びイベントの開催等を考慮した工事抑制期間の設定

(1) 「3. (1)～(4)」の工事抑制期間の変更

「3. (1)～(4)」の工事抑制期間は上記期間を基本とするが、沿道状況及び地域特性等を考慮して期間を変更する必要がある場合は、本局関係各課及び関係事務所と打合せ調整のうえ、抑制期間が決定次第、道路部高規格道路管理センターへ速やかに報告すること。

(2) イベント等の開催や地域特性に応じた工事抑制期間の設定

「3. (1)～(4)」の工事抑制期間の他に、各事務所管内において、イベント等の開催や地域特性に応じた工事抑制期間を設定するものとする。

各々で期間及び対象地域を設定し、速やかに道路部高規格道路管理センターへ、別添様式にて報告すること。

6. 路上工事抑制カレンダーの公表

上記3.～5.を踏まえ、路上工事抑制カレンダーを作成し、各事務所ホームページにおいて公表すること。

なお、路上工事抑制の設定方針を別添様式にて道路部高規格道路管理センターへ報告すること。

7. その他

(1) やむを得ず、抑制期間内に車線規制を伴う工事(占用工事含む)を実施しようとする場合は、そのことが判明した時点で速やかに、事務所管理担当課が道路部道路管理課および高規格道路管理センターに通行規制予定表(様式-1)、工事(事業)概要(自由様式)、理由(自由様式)にて報告し、打合せ協議(WEB会議を含む)をすること。
なお、事前に報告・打合せ協議の無い、抑制期間の規制は原則認めない。

(2) 「5. (1)、(2)」により路上工事の抑制を行う場合は、道路利用者への情報提供に努めること。

路上工事抑制カレンダーの作成について

別 添

整備局	事務所	設定方針	抑制日(年末年始、GW、お盆、SW、年度末以外)	公表日(予定)
例	●●	日曜や祝日、ゴールデンウィークなどの連休等のほか、大曲花火競技大会などの祭りの時期を路上工事の抑制日として設定		公表済み
例	●●	日曜や祝日、ゴールデンウィークなどの連休等のほか、過去のプローブデータ等から〇〇の観光客による交通混雑が予想される時期である〇月上旬から中旬を路上工事の抑制日として設定		R4.9月中旬
中部	静岡国道事務所			
中部	沼津河川国道事務所			
中部	浜松河川国道事務所			
中部	名古屋国道事務所			
中部	三重河川国道事務所			
中部	北勢国道事務所			
中部	紀勢国道事務所			
中部	岐阜国道事務所			
中部	高山国道事務所			
中部	多治見砂防国道事務所			
中部	飯田国道事務所			

